

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月26日

【会社名】 株式会社ブルーゾーンホールディングス

【英訳名】 BLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川野 澄人

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

【電話番号】 049(290)1000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 上池 昌伸

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

【電話番号】 049(290)1000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 上池 昌伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 配当財産の種類

金銭

###### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金97円50銭

総額 4,084,654,568円

###### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

###### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 18,000,000,000円

###### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 18,000,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社において基本理念に基づく経営を追求するとともに、すべてのステークホルダーと当社の経営姿勢の在り方を共有することを目的に、第2条に基本理念を新設するものであります。

変更案第29条において、取締役会の議事録の作成方法について、議長ならびに出席した取締役および監査役による署名を追加するものであります。

変更案第40条において、監査役会の議事録の作成方法について、出席した監査役による署名を追加するものであります。

#### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、川野幸夫、川野澄人、上池昌伸、石塚孝則、斉藤麻子、葛原孝司及び鎌田由美子の7氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 取締役の報酬設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、当社定款附則第2条により「年額300百万円以内」と定められております。この報酬等の額は、当社の設立の日である2025年10月1日から最初の定時株主総会終結の時点までの期間において適用されるものであり、当社の経営体制の状況、経済情勢等の諸般の事情を慎重に検討した結果、あらためて「年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）」とするものであります。なお、取締役の報酬額には、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

#### 第5号議案 監査役の報酬設定の件

当社の監査役の報酬等の額は、当社定款附則第3条により「年額50百万円以内」と定められております。この報酬等の額は、当社の設立の日である2025年10月1日から最初の定時株主総会終結の時点までの期間において適用されるものであり、当社の経営体制の状況、経済情勢等の諸般の事情を慎重に検討した結果、あらためて「年額50百万円以内」とするものであります。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、固定報酬と短期の業績に連動する報酬（賞与）で構成されていますが、中長期の業績に連動する報酬として、新たに信託を用いた株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	376,338	5,236	60	(注)1	可決 97.99
第2号議案 定款一部変更の件	381,448	126	60	(注)2	可決 99.32
第3号議案 取締役7名選任の件					
川野 幸夫	379,440	2,134	60	(注)3	可決 98.80
川野 澄人	380,214	1,360	60		可決 99.00
上池 昌伸	380,483	1,091	60		可決 99.07
石塚 孝則	380,446	1,128	60		可決 99.06
斉藤 麻子	380,369	1,205	60		可決 99.04
葛原 孝司	381,156	418	60		可決 99.24
鎌田 由美子	381,148	426	60		可決 99.24
第4号議案 取締役の報酬設定の 件	381,167	394	73		可決 99.25
第5号議案 監査役の報酬設定の 件	381,271	290	73	可決 99.27	
第6号議案 取締役に対する株式 報酬等の額及び内容 決定の件	380,749	755	130	可決 99.14	

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。